

大健保衛生第 345 号

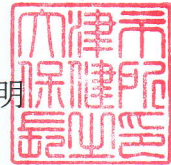
大津市苗鹿二丁目30-7

株式会社湯元館

平成 21 年 12 月 25 日付けで申請のあった温泉の利用は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

平成 22 年 1 月 28 日

大津市保健所長 勝山 和明



1. 利用施設の所在地 大津市苗鹿二丁目30-1
2. 利用施設の名称 湯の宿木もれび
3. 泉源の所在地 大津市雄琴一丁目1622-3他
4. 温泉の名称 雄琴温泉
5. 利用の種別 浴用